

第 556 回 企業会計基準委員会(第 3 回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会)(後半) 議事録

I. 日 時 2025 年 9 月 18 日(木) 13 時 30 分～14 時 50 分

II. 場 所 財務会計基準機構 会議室

III. 議 題

「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する意見聴取

(説明者: 追手門学院大学 経営学部 教授 宮宇地俊岳様)

IV. 議 事

「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関して、追手門学院大学 経営学部 教授 宮宇地俊岳様よりご説明をいただき、質疑応答が行われた。

○川西委員長

それではお時間となりましたので第 556 回企業会計基準委員会を再開したいと思います。後半の出席状況ですけれども、栗原委員と佐藤委員がオンラインで参加されておりまして、残りの皆様は会議室にお越しいただいています。第 556 回企業会計基準委員会は、第 3 回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会として開催しております。

7 月 24 日に開催されました第 551 回企業会計基準委員会において、企業会計基準諮問会議からの依頼を受け、当委員会のはのれんの非償却の導入及びのれんの償却費計上区分の変更の提案により、会計基準として改善が見込まれるかどうかについて、関係者から意見聴取を実施することとなりました。意見聴取は当委員会の通常の審議とは異なり、当委員会及び委員がのれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更に関して判断や評価を行うものではなく、関係者からの意見聴取の結果を企業会計基準諮問会議に報告することを目的として実施するものです。意見聴取は公聴会という形式で実施し、通常の審議を行う当委員会の会議とは明確に区別して行います。公聴会は公益財団法人財務会計基準機構の会議室において対面で行い、Zoom ウェビナーを通じてライブ配信を行うことで一般に公開し、傍聴可能とします。なお、意見聴取の様子の録画及び意見聴取に関係者が使用した資料等につきましては、公聴会の実施後ウェブサイトにおいて公開いたします。

後半の意見聴取の対象者をご紹介します。追手門学院大学経営学部の教授であります、宮宇地俊岳先生にお願いしたいと思います。本日、この財団の会議室にお越しいただいています。このセッションでは、宮宇地先生にご説明をいただいた後、当委員会の委員から質問させていただきたいと思います。早速ですけれども、宮宇地先生よろしく願いいたします。

○宮宇地俊岳様

ただいまご紹介に預かりました、追手門学院大学の宮宇地と申します。本日はこのような場にお招きいただきまして誠にありがとうございます。私からは、のれんの非償却化による経済的帰結として、非償却化によって意図した、あるいは意図せざる影響を中心にお話させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、日本の現行制度の確認から始めたいと思います。企業内部で使われてきた将来に期待される超過収益力、これを自己創設のれんと申しますが、こちらは、超過収益力を客観的に測定するのが困難であり、評価に恣意性が入る、お手盛りがしやすいというところがありますので、自社で見積った自己創設のれんの資産計上は認めていないという状況です。他方で、対価の支払いを伴う M&A の場合、対価の金額が実際にその金額を支払った企業が存在するという点で客観性が付与されるため資産計上が認められているという状況です。M&A において対象企業の資産負債を時価評価し直しまして、純資産時価が例えば 200 億円であるとします。そこに 700 億円の M&A 対価が付された場合、その超過分 500 億円について、分離譲渡可能な無形資産とのれんに金額の配分、いわゆる PPA を行い、無形資産及びのれんともに償却プラス減損処理を求めており、のれんについては 20 年以内の償却がなされます。

のれんを償却する理由といたしまして、ストック計算面では、経済的な競争を通じて時間の経過とともに超過利益の獲得能力は減少していくという性質がございますので、資産計上された買入のれんを取り崩していくこととなります。また、将来キャッシュ・フローの獲得能力が著しく減少した際には、減損を加えることで、リアリティの回復を図るという役割を果たしています。フロー計算の面では、年次進行に応じて、M&A で期待された成果は損益計算書の売上高として認識・回収されると捉えており、M&A 時に期待された分、上振れ又は下振れの分、事後の努力によって得られる成果分等を含むものです。買入のれんはこのような M&A のシナジーを得るために行った投資原価としての性質も有しますので、期間配分を行って、売上高に対してのれん償却費をチャージして、さらに損益計算書上で事後の努力の費用も計上しまして、それらを差し引くことで営業利益、あるいは減損も加えるなら当期純利益等の損益計算の中で M&A の投資成果を判定しております。実現した売上高と投資したのれん額というのは、ともに固い金額でありますので、固い金額同士を比較する構造になっております。また、利益が赤字になる、あるいは大幅に小さくなるといった場合にはこれは M&A 後の経営に失敗している、あるいは、株主から経営を託された経営者が株主価値を犠牲するほどの過大な投資を行っている可能性があるということを示す形になると思います。その意味で、償却は、無茶な M&A を規律付けるような側面があると考えられます。

このような処理の妥当性を示すものとしまして、競争に晒された企業の利益獲得能力は時の経過とともに一定水準に収束するという知見がございます。左側は Palepu et al. (2000) の調査ですが、1979 年、84 年、89 年を基準年として、その 1 年目の ROE の高低に従いまして、5 つのポートフォリオを設定し、各ポートフォリオについて以後 9 年の推移を計上しております。その結果として、企業の日頃の経営努力、9 年間の事後の努力を含めても、ROE は 5 年から 10 年程度で、株主資本コスト率、13% から 15% 程度の水準に回帰するということが示されております。このような平均回帰の傾向は日本企業の例でも示されておりまして、こちらに記している文献・著書等によって明らかにされております。右側は Healy

et al. (2014)の研究ですが、こちらは49ヶ国の企業について、ROAの高低に基づいて10のポートフォリオを設定した上で、最も収益の高い10分の1に位置するポートフォリオと最も低い企業と10分の10に位置する企業も比較しています。Healyはさらに49ヶ国を競争の激しい国とそうでない国とに分けまして、その結果、収益力が最も高い企業群につき、製品市場・資本市場の競争の激しい国では、営業利益ROAは5年程度で5%の水準、10年で3%の水準になります。これは、緑色のグラフに当たります。競争が激しいわけではない国がピンク色のグラフになるのですが、10年程度で5%の水準に回帰するということが示されておりまして、企業の利益獲得能力は競争によって減じると、緑色の方がピンク色より減り方が早いということが示されています。したがって、5年から10年で償却する実務というのはそれなりに理に合っているのかなと考えられます。こちらはあくまでも平均像ですので、例えば、製薬業で特許を取得していて、自社で扱う薬品につき独占的な地位を築いているといった場合には、減り方が緩やかになるということが考えられると思います。

これから本題に入ります。まず、のれんの非償却化でM&Aは増えるのかというテーマについてお話ししたいと思います。のれんの減損テストのみの会計基準を強制適用した国の知見はどうなのかというところですが、上位100位くらいに位置付けられているようなジャーナルの中の財務会計の実証論系の雑誌の中には、SFAS 142号、IFRS 3号に移行してのれんの償却を廃止したことで、M&A、特に国内M&Aが増えるということを報告する研究はございませんでした。ただし、比較可能性をキーとして、クロスボーダーM&Aが増えるという知見はございます。Francis et al. (2016) Contemporary Accounting Researchという雑誌ですが、こちらはIFRS移行前の時期を捉えまして、32か国で行われたクロスボーダーM&Aの件数・金額を分析しています。21の会計項目、これはセグメントを開示しているか、キャッシュ・フロー計算書を開示しているか、先入先出法か後入先出法かなど、IASとの距離を各国のGAAPで調べまして、その距離の離れ具合が似ているものを比較可能性のある国々だと位置付けております。のれんに関しては、償却だけなのか、償却プラス減損をやっているのかというところが、この研究では争点になっています。各国のGAAPの類似性が高い国であれば、In-Out型のクロスボーダーが起こるといったことが明らかになっております。IFRSに関しましては、2005年度に欧州で連結財務諸表に強制適用になっていまして、2004年と2006年で何か変化があったかというところで、IFRSと非IFRSの国間の企業間よりも、IFRS-IFRSの国の企業群の方が、クロスボーダーM&Aが増えているというところでして、鍵となるのはのれんの非償却化ではなくて、多くの項目の比較可能性が一気に上がるといったところで、クロスボーダーM&Aが増えるということが指摘されています。

次に、任意適用国の知見ですが、こちらは日本です。第1回目の公聴会でもご紹介のありました武田先生のご研究ということで、Kashiwazaki et al. (2019)では、2017年度までにIFRSを任意適用済あるいは適用予定の日本企業164社をサンプルにして、IFRS適用後にM&Aの件数が増えているということをご報告されています。それと同時に、これらのサンプルは、移行前にM&Aに積極的に取り組んでいた企業であったり、大きなのれんを抱える企業であったということも指摘されています。Amano (2020) JIARでは、2010年から2015年にIFRS適用企業40社と、そのペアとなる日本基準適用企業40社を比較しまして、無形固定資産が大きい小さいかで20社ずつに分けております。多くの無形固定資産を保有している企業がIFRSを任意適用することを確認した上で、IFRSを適用した企業群は、そのペアとなる日

本基準の適用企業群よりも、適用後に無形資産が増加し、その無形資産が増加した原因を調べると IFRS 導入後に M&A を行い金額が増えているということを確認しています。ただし、会計の場合は任意適用とか早期適用という状況下があり、そこで企業に選択権があるような場合には、サンプルのバイアスが持ち込まれる点に注意が必要であるということがよく知られており、この両研究ともに、M&A グロース志向の企業群が IFRS に移行しているということを指摘しております。また、報道ベースで大規模なグローバル M&A を展開している企業も存在するということで、のれんが非償却化になったから M&A が増えているのか、グローバル M&A 志向の企業が IFRS に移行して M&A を行っているのかということが、必ずしも分からないところがございます。さらに、現在日本基準に留まっている企業群は、M&A グロース志向ではない可能性もございますので、ここにのれんの非償却化の基準を入れて M&A が増えるのかということと、先ほどののれんの非償却化基準を強制適用した国で M&A が増えるという知見が現在のところ確認されていないということがありますので、ご提案ののれんの非償却化をして M&A を増やしたいということが必ずしも成立するかというのは、慎重な解釈が要るのではないかと考えます。

先ほどののれんの償却が無茶な M&A を規律付けるというお話をしましたが、のれんの非償却化は M&A において買収プレミアムの過払いを引き起こすということを指摘する研究がございます。Bartov et al. (2021) で The Accounting Review という権威ある雑誌ですが、1992 年から 2014 年までの M&A で、プーリング法を適用していたサンプルを除いたものを検証に使っております。パーチェス法を用いて M&A をした企業は、SFAS 142 号をのれんの非償却化の基準に移行した後に、買収対価の過払いをしているということを指摘しております。また、Gu and Lev (2011) TAR や Li et al. (2011) RAS は、減損計上の原因を探る分析をしておりまして、のれんの減損計上が遅いか早いかはにおいて、買収対価の過払いが後の減損計上の原因となっているということを指摘しています。Cowan et al. (2023) JAPP は、のれんの減損損失を計上すると、経営者の経常的な交代に関しては説明力を持たないけれども、強制的交代については説明力を持つということです。引責辞任に繋がってくるということです。ですので、これらの知見からしますと、非償却化によって M&A のプレミアムの増加が増えて、減損が計上されるということで、株主にとっても経営者にとっても、あまり良い結果に繋がっていないような姿が見て取れます。また、減損を計上しますと従業員の解雇や下請けの見直しなどにも繋がってくるのは想像できるかなというところです。

次に、減損のスイッチを経営者に任せていることによる問題についてです。too little, too late 問題としてこの公聴会でもたびたび出てきている言葉ですが、減損テストのみですと減損の認識が遅れる、あるいは、計上されたとしても金額が少額になるといった問題です。この too little, too late 問題については、経営者の裁量の問題以前に、まず減損テストのみは減損損失が入りにくいという問題を抱えていることが知られています。シールドリング効果というもので、これは IASB のディスカッション・ペーパー等にも登場してくるものです。買入のれんについて、減損テストを行い減損が発生するかどうかを調べたいけれども、他のオフバランスとなっている将来キャッシュ・フロー獲得能力とセットになることで、減損損失が入りにくいという構造を持っているというものです。その下にあります、買入のれん、すなわち M&A 時点でのシナジーの期待値に対して、その後の努力によるキャッシュ・フロー創出効果が混ざって減損テストがなされてしまうことや、合併のケースで、B 社（被取得会社）のキャッシ

キャッシュ・フローの創出効果をテストしたいけれども、合併により A 社と結合して A+B 社になってしまい、A 社側にあった認識されていない自己創設のれんに隠れてしまい減損が入らないということがあります。他にもケースはあると思いますが、代表的なところがこの 2 つです。その結果、右図のように、買入のれんは時の経過とともに減価していくけれども、事後の努力等によって生じる自己創設のれんとセットでテストされることで減損が入らず、のれんの金額は変わらないけれども、買入のれんが自己創設のれんに置き換わってしまうということが起こります。本公聴会でものれんは事後の努力で価値が増えることもあるといったご発言があったと思いますが、これはこの現象に該当すると思いますので、本来計上が認められていない自己創設のれんを計上する形になる構造が、「減損のみ」であると生じるということなのです。

経営者に裁量を与えることは、情報開示の面で良いこともありますし、逆に都合良く使われてしまうということもあります。のれんの減損についてはどちらであるかということの研究したものとして、Ramanna and Watts (2012) RAS、こちらも第 1 回目の公聴会でご紹介されていたと思います。のれんの減損がタイムリーに入るのかというものです。企業にのれんの減損兆候がある、これは簿価時価比率が悪化して株価が十分に下がってしまっているような状況下に着目しています。結果のところですが、減損しないこと、これはのれんの減損金額の多寡を変数として取っておりまして、それに対して、もし将来良いニュースがあれば会社として自社株買いをする、あるいは経営者が株の内部購入を行うだろうということが想定されますが、そこには特に説明力を持たなかったということです。逆に、財務制限条項に抵触してしまうことや、利益連動型の経営者報酬を採用していること、経営者の任期が長いということが、減損金額を減らす方向に効いているということが確認されており、そのような要因が減損認識を遅らせる、少額にすることを指摘しております。

減損認識に影響を与える企業の内的要因ということで、まず左側は、先ほどご説明した研究でございまして、財務制限条項に抵触することや経営者報酬が利益連動であることや経営者の任期の長さ等が減損認識を遅らせるというものです。右側は、コーポレート・ガバナンスが減損認識に影響を与えるかどうかという研究で、のれんの減損は、売上高成長やキャッシュ・フロー成長率が下がったときに減損認識されることは確認されるのですが、コーポレート・ガバナンスの強弱によって、減損認識がしっかり入るか入らないかに差が出てくるということを指摘しており、社外取締役の比率や、監査委員会に公認会計士が入っているか、CEO が分離しているかどうか、取締役会の Chairman と CEO が同一人物ではないかという点を確認すると、これらの程度が弱いと減損認識が遅れるということが報告されています。また、減損計上前の利益が既に赤字であれば減損は入れない。しかし、経営者の任期が 1 年目であれば逆に減損を入れて、自身の経営任期の 2 年目 3 年目に利益が出やすく自身が経営目標のハードルを超えていきたいといった動機を持つ場合は減損が入るといったことが指摘されておりますので、要因によって減損が入ったり入らなかったりするという点が指摘されています。

次に、減損認識に影響を与える企業の外的要因です。研究の詳細には触れずに結果のみ紹介させていただく形といたします。まず一番左の Ayres et al. (2019) RAS ですが、純資産簿価比率が悪化している場合、期待減損が生じている場合というのは株価が十分に下がっている場合ということですが、多くのアナリストがその企業をカバーしていれば減損が入るということです。また、同じ状況において、ア

ナリストは Buy, Hold, Sell いずれかの推奨レポートを書くと思いますが、その推奨が例えば Hold から Sell に変わるといようなダウングレードがあると減損が入ることが明らかになっています。先日、日本はアナリストのカバレッジが低いというお話がありましたので、この辺り少し影響が出てくると考えられます。次に、監査法人についてです。Albersmann and Quick(2020) Abacus は、ドイツの企業を使って研究をしております、ドイツではのれんの減損が少なくとも 1、2 年は遅れているということが確認されております。ただ、監査法人が Big 4 に該当する場合には減損が適時に入っていると、逆に、非 Big 4 であると遅れるということであると思います。また、監査人がクライアントから非監査業務で大きな報酬を得ている場合には減損が入りにくいということや、監査の担当歴が長い場合には減損の認識が遅れるということが報告されています。そして、Glaum et al. (2018) TAR ですが、これは法の遵守度、どれくらい法律やルールを守るのかといった点でも影響してくるということで、これは国の法体系や投資家保護の強さや監査の質なども入っていますが、それらをスコア化して、法の遵守度の高低を算定しています。日本は中の上くらいで、エンフォースメントが弱い国では減損認識が遅れる傾向があるとされています。しかし、エンフォースメントが強いとそれは観察されないということが報告されています。

次に、減損認識を回避する手法も明らかになっております。減損テストのインプット変数としてキャッシュ・フローの成長率や将来キャッシュ・フローを割り引く際の割引率がありますが、外部の観察可能な数値よりも、キャッシュ・フロー成長率は高めに設定されている、割引率は低めに設定されているということが確認されており、それらの変数を使って減損損失が入りにくくしているという行動を取っているというものです。Filip et al. (2015) JBFA は、会計監査人・アナリストに減損を入れないことを納得させるために、今後予定している経営計画があると思うのですけれども、その起点となる当期のキャッシュ・フローが高ければ、その後の成長率の推移を描く際に総じて高く維持できるといったことになりますので、経営者は研究開発費を削減したり、減産したり、在庫処分したりして、何とか当期のキャッシュ・フローを良くしようという行動を取っているということで、償却モデルは何年で償却するのかというところに、裁量は入り得ると思うのですけれども、減損テストのみにすると外からでは分からない操作方法が使われるようになってきているということが確認されます。

冒頭で PPA のお話をさせていただきましたが、のれんを当初認識する際にも裁量行動が取られることが確認されています。PPA においてのれんを含めた無形資産に割り当てられた総額に対して、PPA でのれんに割り当てられた金額の比率に対して、何が影響を与えているのかということを分析しております、Shalev et al. (2013) JAR は、「経営者報酬契約が利益ベースの場合に、無形資産に割り当てると償却されてしまう。一方、のれんに割り当てると償却が入らない。」ということで、のれんに多くの金額を割り当てることが確認されています。Zhang and Zhang (2017) JAAF も、経営者の年齢が高い、ずっと企業に君臨しているような場合や在任年数が長いなどのケースにおいて、のれんに多く割り当てられると指摘されています。ただし、この傾向は SFAS 142 号以前、のれんを償却していた頃には確認されていない行動であったということが指摘されています。

その結果、のれんの残高が非償却型の会計基準で積み上がっているということが報告されています。こちらは、CFA、アメリカの証券アナリスト協会が 2021 年に出したレポートです。上の表では、各国の

株価指数を構成する企業ののれん額と対総資産・対純資産の比率が表示されております。単位は、100 万ドル・ユーロ・円と各国の通貨になっており、のれんの特に対純資産比率は、米・独・仏で約 40%と、各国でかなり積み上がっている状況です。それに対して、日本では 9.39%ということで、かなり低く抑えられていまして、おそらく IFRS 適用企業をここから除くとより少額になるであろうと想定されます。

下の表は、2018 年のアメリカの全上場企業ののれん額を示しており、最下行で、S&P 500 銘柄の企業だけののれんが約 3.3 兆ドルあり、1 ドル 140 円で換算すると日本円で 455 兆円ののれんが載っているということで、日本の GDP の 70%くらいの規模ののれんがこれらの企業に載っているということです。なお、これは 7 年前の時点です。CFA のレポートでは、この 444 社のうちの 112 社では、25%に相当しますが、のれん残高が純資産額を上回っているということで、当時アメリカは、のれんの 10 年償却を導入するかどうかという議論をしていたので、仮に 10 年で償却すると純資産がすべて失われ、資本で相殺しても債務超過に陥ってしまうということがレポートに記述されています。

減損認識が入らずののれんが増え続けているというところですが、減損認識が入らない状況下でののれんの減損が入った際に、投資意思決定に役立つ情報を含んでいるのかというテーマの研究がなされています。こちらはイベント・スタディと呼ばれる手法で、のれんの減損が公表された周辺日の株価反応を観察するものです。のれんの減損の公表に先立って株価が既に下落している現実を受け、のれんの減損損失が研究者の方で、減損が発生していると見込まれる期待額を計算して、そこから期待外、投資家にとってはおそらくサプライズに当たる情報が含まれている部分を切り出し、期待外減損の情報価値を調べています。結果として、この検証期間、1996 年から 2006 年の通期で見ると、期待外のれん減損は株価にマイナスの影響を与えているのですけれども、SFAS 142 号移行後になると、その影響力はかなり小さくなるということが指摘されています。また、同趣旨の研究を Bens et al. (2011) JAAF という研究が出ていまして、同様に全期間を通じて期待外減損は株価にマイナスの影響を与えているけれども、SFAS 142 号移行後はその説明力を失うということが確認されています。そのため、のれんの減損損失は M&A の失敗を伝える重要な情報であることが期待されているけれども、実態としては、本来サプライズを与える部分である期待外減損の情報が小さい又はないということが報告されていまして、減損認識が遅れてしまっていることが原因だということです。

次に、のれんの金額と契約支援上の有効性ということで、企業の各種契約の中に会計数値が埋め込まれることがございます。債務契約においてコベナンツが設定されるかと思いますが、企業側又は融資側にコベナンツ設定時に選択肢がございます。のれんを含めた純資産維持条項を設定するか、のれんを除いた有形固定資産のみの純資産維持条項を設定するかということです。検証している 1992 年から 2003 年の全期間では、のれんも含めた純資産維持条項が用いられていましたが、2002 年及び 2003 年は、のれんは情報として信用がないということだと思いますが、のれんを含めない有形純資産維持条項の使用が増加していますので、のれんを非償却化すると債務契約においては、会計の情報が有効に機能していないことが確認されます。

最後に監査の論点です。Ayres et al. (2019) CAR 及び Carcello et al. (2020) CAR では、純資産簿価時価比率が悪化している状況であるにもかかわらずのれんの減損が入っていない状況を、経営者と監査人の意見が対立しているという状況と捉えております。Ayres et al. (2019) CAR は、この状況下でのれ

んの減損を入れると監査人の解任確率が上がり、さらに、簿価時価比率が著しく低下していると意見対立が強く、監査人の解任確率が上がるということが報告されています。そのため、オピニオン・ショッピングに繋がりがかねない状況があるのということです。Carcello et al. (2020) CAR は、監査業務報酬よりも非監査業務報酬から大きな報酬を得ている場合には、のれんの減損が入っていないことが報告されています。Ghosh and Xing (2021) AH では、のれんの監査は、見積りのプロセスが妥当かどうかの検証が伴ったり、報告単位ごとに評価をする必要があったり、あるいは、減損が入らないと主張する経営者に対して反証を行うということです。減損テストのみというのは監査にとって労力がかかるものであるということに関心を持っておられる研究です。2000 年から 2015 年の分析をしているのですが、その期間には、①償却プラス減損、②毎期定量的な減損テストのみ、③2011 年からは緩和措置が取られ、日本のような減損兆候の定性テストがありもし兆候がなければ定量テストが免除されるという期間が、含まれています。その結果、のれん、のれん減損、Big 4×のれん、Big 4×のれん減損、この 4 つの変数が、監査労力を増やすということに関して説明力を持っており、先ほどのサンプル期間の①②③の中で、②においてのみ監査労力が高いということです。定量テストだけであれば、多くの労力を割く必要がある状況になっているということです。そのため、のれんやのれんの減損の監査は、相当程度労力を投入する必要があるということです。Big 4 に関しては、この論文では質の高い仕事をしているからであるといったことが書かれています。また、監査法人としてはビジネスチャンスとも取れますが、社会的なコストが監査法人側に転嫁されているということがこの論文には書かれていました。

結論です。のれんの非償却化について、賛成か反対かについて、これまで述べましたように、のれんの非償却化をしても日本の、特に国内の M&A が増えるという証拠がございません。むしろ、買収プレミアムが増えて減損が入りやすい状況になってきます。減損テストのみ自体に減損が入りにくい構造的な問題がそもそも内包されています。日本よりも 20 年以上先に減損テストのみに移行した国々では、特定の条件を満たすと減損が入ることもあるということは報告されていますが、逆に減損が入らないということも多数報告されており経営者が裁量行動を取っているということも報告されています。これらは海外の研究者が言っており、海外の議論だということになります。また、のれんの非償却化によって、のれんが大きく積み上がってしまうことや、会計が果たすべき本来の機能が果たせなくなっているということも報告されていますので、こういった事実を見ていきますと、私は不支持と考えます。

のれんの償却・非償却の選択制につきまして、のれんの減損テストのみは結構問題があるので、選択できるような状況にするべきではないという想いがあります。海外との比較可能性という視点からは、日本基準と IFRS にはのれん以外にも色々と差があります。非継続事業体の情報、有形固定資産の再評価モデル、研究開発費の開発費、のれんについても全部のれんなどがございますので、国内に 1 つ非償却化の基準を作ることで IFRS に近づくのだろうかというところがございますので、日本基準というワン・セットのルールの中では、1 つの会計事実に対して大きく異なる 2 つの会計手続があることは良くないのではないかなと考えます。

活動区分表示について、企業の日頃行っている活動として本業である営業活動、金融活動、そして頻度としては稀なその他の活動や事象があり、それぞれに対して費用・収益が対応する項目があって、そ

れらが差し引きされてどの活動から利益が上がっているのかということを表示する状況下にあります。のれんの償却費は販売費及び一般管理費に入ること、本業の営業にかかる事業投資を構成しているものであるからというところがございます。これを営業外に回すと、営業利益と営業外費用の意味が変わってしまいます。また、特別損失に入れると営業利益・経常利益と特別損失の意味が変わってしまうといったところがあります。また、毎期計上するのれん償却費を稀な頻度として生じる特別損失に移すと、大きな矛盾を抱えるというところもありますので、計上区分の変更も、やめておいたほうが良いのではないかと考えます。私からは以上となります。

○川西委員長

宮宇地先生大変ありがとうございました。それでは、委員の皆様から、ただいまのご説明につきましてご質問等をお願いできればと思います。いかがでしょうか。米山先生、お願いします。

○米山委員

宮宇地先生どうもありがとうございました。貴重な情報を多く得ることができました。私からの質問は1点のみとなります。宮宇地先生は今回、総花的に、これまで行われてきた実証分析の含意をお示しいただいたのだと思います。つまり幅広く様々な企業を対象とした研究成果の全体的な傾向をご披露いただいたのだと思っています。一方で、今回、私どもにのれんの非償却に関する議論の要請を持ってこられたのはスタートアップ企業に関連する方々です。これまでの公聴会を通じて、スタートアップ企業に関連する方々は、スタートアップ企業が置かれている状況は非常に特殊で、企業一般とは様々な点で異なるということを強調しておられたように思います。以上を踏まえてお尋ねしたいのは、これまでの実証分析で、スタートアップ企業に限定した調査がなされているのでしょうか、仮にそのような調査があるとして、その結果が、企業全般を扱ったものと違っているのでしょうかというのが私からの質問となりますけれども、いかがでしょうか。

○宮宇地俊岳様

ご質問ありがとうございます。今回はスタートアップの皆様側からスタートアップに特例を認めて欲しいということではなくて、日本の会計基準全体を変えて欲しいというご要望がございましたので、特に上場企業を対象とした海外の実証知見を紹介させていただきました。スタートアップを対象とした実証研究はデータベースが構築されていない状況や、非上場であれば株価がないというケースもあり、同様のテーマで実証研究が取り組まれているかということ、取り組まれてはいないと思います。そのため、スタートアップ固有の知見というのは現状では確認できないと思っています。ただし、今回紹介した中の多くの知見が当てはまる、あるいは、そのまま当てはまるとは言えないけれども示唆を得て解釈するようなことはできると思っていまして、例えばスタートアップの企業は、コーポレート・ガバナンスの程度が上場企業に比べると弱いこともありますので、減損回避の誘因に駆られる状況に置かれやすい可能性はあるのかなと考えたりもいたしますし、そういった意味で活かせる知見はあるのかなと思います。どこからか、あるいは、どこまでがスタートアップなのか分からないのですけれども、CFA レポートの

中のスライド 14 ページです。のれんの残高の積み上がりが報告されていますが、アメリカの S&P 500 の下に Russell 2000 というのがございますが、ここには NASDAQ の企業も結構入っている状態で、ある種ベンチャーなどに近いのではないかと考えています。その企業においても、S&P と比べると金額は小さいけれども、比率としては純資産に対して 33.10% ののれんが積み上がっていますので、上場企業と同様ののれんの減損回避が行われている可能性はあるのではないかと考えます。

○米山委員

ありがとうございました。先に申し上げておけばよかったのかもしれませんが、企業全般を扱った実証分析の知見が意味を持たないというつもりは毛頭ございません。例えば、資料の 11 枚目、アナリストのカバレッジに関する部分に関連して、これまでの公聴会では、スタートアップ企業のアナリストカバレッジは薄いというお話をいただきました。例えばこうした知見は、スタートアップ企業の特徴を考えていく上でも参考になるのではないかと考えた次第です。ありがとうございました。私からは以上です。

○川西委員長

ありがとうございます。穴田さん。

○穴田委員

豊富なエビデンスに基づくクリアなご説明どうもありがとうございます。ご質問したいのは先生の結論のところで、少し意図を確認させていただければと思います。前段のところで、のれんの非償却化をしても必ずしも M&A が増えるというところはエビデンスが十分ではないのではないかとのご説明であったかと思うのですが、一方で、後段のご説明の趣旨としては、のれんの非償却化によって、規律がない M&A といいますか、非常に高い値段が付されたり、あるいは、減損をある種軽視したような M&A がなされたりというところに力点が置かれていたというように受け止めました。両者の関係性に関して、例えば、M&A が仮に増えたとしても規律がない M&A が増えることに繋がるような会計基準には慎重になるべきである、という趣旨であるか確認させていただければと思います。

○宮宇地俊岳様

ご質問ありがとうございます。のれんの非償却化によって M&A 自体は増えないのですが、その中で買収プレミアムが高くなった案件が増えてくるという趣旨でございます。

○穴田委員

件数ではなく金額が増えるということですか、分かりました。ありがとうございます。

もう 1 点、非償却化に関して減損テストのみに様々な問題があるというご指摘かと思ひまして、一方で、現在日本では IFRS 任意適用企業が増えておりますので、マーケット全体を見ますと潜在的にはこういう問題というのは発生しているという見方もできるのではないかと考えるのですが、先生の

ご意見としては、それを日本全体に広げてしまうということに課題意識を持たれているというところでよいのか、何かその視点、理由があれば補足いただければと思います。

○宮宇地俊岳様

ありがとうございます。IFRS に関しては日本が任意適用を進めてからまだ年数がそれほど経っていないのでしっかり減損が入っていくのかどうか見ていかなければならないところなのではけれども、そうは言っても海外でのれんが積み上がっている事象がありますので、個人的な考えといたしましては、IASB や FASB も、この問題を放置せずに何とかした方がよいと思っていて、その上で IFRS の任意適用を進めていくといった形が本来あるべき姿だろうと考えています。

○穴田委員

ありがとうございます。

○川西委員長

ありがとうございます。安宅さん、お願いします。

○安宅委員

ありがとうございました。豊富なデータに基づいた分析で明快なご意見で、とても気持ちよくお聞きしました。例えば資料 3 ページの「経済的な競争を通じて、時間の経過とともに超過利益の獲得能力は減少していく」ことについて、4 ページの実績で、米国企業の ROA の推移と 49 か国の営業利益の ROA の推移を見ながら、もともと収益力が異なる企業群が最後収束していく様子を説得力のあるデータでお示しになっていて、なるほどと思いました。一方で、米国企業のデータは、1979 年から 1998 年、49 か国のデータは 1997 年から 2008 年で、最近 20 年で起きている革新的な世の中の変化、例えば AI がここまで来るとは当時想像すらしていなかったという状況で、スタートアップと一言言っても、当時のスタートアップと今のスタートアップは様変わりしている状況下で、3 ページの「経済的な競争を通じて時間の経過とともに超過利益の獲得能力は減少していく」という状況が、もしかすると 20 年前と変わっているかもしれないという考え方もあり得ると思われますでしょうか。

○宮宇地俊岳様

変わっている可能性はあるかなと思いますので、より近年のデータでもって検証してそれでもなお成立するのを見る必要があるのではないかと思います。また、産業によるかもしれません。伝統的な産業では今でもこれが成立する可能性はあるかと思います。

○川西委員長

小出先生、お願いします。

○小出委員

大変明快なご説明ありがとうございます。非常に多くの論文をご紹介いただきまして、個人的に興味深い論文も多くありましたので、今後読んでみたいと思いました。私は、会計学は専門ではありませんので専門外からの質問になりますけれども、諸外国も含め会計学において何が通説か、通説という言葉を使わないのかもしれませんが、会計学の世界において、のれんの非償却については、学術的には支持をするしないというものではないのかもしれませんが、比較的マイナス面を指摘するという見解の方が多いという理解でよいのか、1点目の質問です。

その上で、仮にそうであれば、なぜ非償却にした国が元に戻さないのかという話もあるように思います。これだけ豊富な実証が出ているにもかかわらず戻さないということは、逆に言うと、これだけ実証が出ていますので、のれんの非償却に至った後については、先生がご指摘になられたような様々な問題を投資家は自主的に織り込んで分析をしているからそれでよいということなのか。そうすると、このような実証があることを前提として投資家は行動するというのであれば、のれんを償却するか非償却とするかというのはある意味無差別なのかという感じもいたします。つまり、償却に戻さないということは、投資家がそれを織り込んで行動しているから変えなくても良いという話なのか、それとも端的に学者が言うことがあまり受け入れられていないというだけの話であるのか、1点目の質問です。

2点目は、10 ページのコーポレート・ガバナンスとの関係あるいは 11 ページの法の遵守度との関係について、Glaum et al. で、日本は中の上だというのは非常に言い得て妙だと思いました。この研究によるとエンフォースメントが厳格な国であれば、適切に減損が行われる傾向があり得るとされています。日本が中の上というのは非常に微妙なラインだと思うのですが、一方で、例えば法あるいは制度によって、エンフォースメントを厳格化する、例えば、虚偽の開示に対する責任追及、日本の金商法では様々な免責等もありますけれども、このようなものについても厳格化を図るということを重ねて行うのであれば、のれんを非償却にしたとしても、適切な情報提供に繋がる可能性はあると理解してよろしいのでしょうか。以上2点について教えていただければと思います。

○宮宇地俊岳様

まず、学会としては、私は2回実証研究のレビューの経験があり、上位のトップ5に有力実証誌5誌を加えた本当に上位の知見と、もう少し拡大して100誌くらいまで拡大して実施した知見があり、前者の上位のジャーナルの知見のほとんどは、のれんの減損は遅れていて問題を起こしているということを指摘する見解がございますので、洗練された知見に限れば、今回お話をさせていただいたような内容になるかと思います。

実証知見が多く出ているにもかかわらず基準設定や投資行動になぜ反映されないのかということについて、1つは実証の知見を読み解けない方々がいることや、また、会計基準設定の場においてもチェリー・ピッキングと言われる、自分たちに都合の良い知見だけ適用していることがございます。IASBが公表しているディスカッション・ペーパーなどにおいても、どのような知見が使われているのかという観点で見ると、網羅性はないこともありますので、基準設定においてはそのようなことがあり得るのかなと考えます。

○小出委員

エンフォースメントに関しては、日本のエンフォースメントは中の上と仰いましたけれども、端的に言うとともにエンフォースメントを上にするなど厳格にすることがあれば、のれんを非償却にしたとしても適切に減損が行われると理解をすることも可能であるか、という質問でございます。

○宮宇地俊岳様

そう考えております。今回、非償却化の要望があり、減損テストのみに仮に移行するのであれば、単に会計基準を変えるだけではおそらく駄目で、企業のコーポレート・ガバナンスの制度改革やアナリストをより多く配置するなど、そのような国の制度設計も変えないと有効にワークしないのではないかと思いますので、大掛かりな取組みになると考えます。

○川西委員長

ありがとうございます。吉岡さん。

○吉岡委員

宮宇地先生ご説明ありがとうございました。様々な文献をご紹介いただいて、大変有益な内容で拝聴しておりました。私からは2点ございます。1点目は、小出先生からのご質問の内容でほとんど答えられたかと思いますが、改めてご確認させていただければと思います。先ほど海外の話が出ましたが、IASBの議論では、減損のみのモデルに関して学術的評価のペーパーが作られていることもありますが、本日のご説明ではあまり存在しないと仰っていましたけれども、ペーパーで記憶にあるのは株価とリターンの価値関連性などは減損のみのモデルに移行した方が優位な結果が出るという実証研究も存在することや、アナリストの予測精度との相関性が存在するなど、そのような研究を参照しているペーパーを見かける印象があります。その点についてどのようにお考えかお聞きしようと思いましたが、先ほどの話からすると、学術的には上位ではないものから引用されているというご認識で合っていますでしょうか。

○宮宇地俊岳様

まず、価値関連性については、今回特にご紹介はしていませんが、確かに、価値関連性の研究は割れています。その中で、場合によっては都合の良いものが選ばれている可能性があるというところですね。

○吉岡委員

分かりました。ありがとうございます。2点目は、3ページのフロー計算面で、買入のれんは期間配分を通じて償却していくものであるというご説明があったと思います。仮に非償却の考え方をを用いると、期間配分されることが実感に合わないということがよく聞かれます。特に、価値が規則的に最初から減っていくということについて、コアなのれんのみに着目すると、経営者の能力や買収の巧拙、新しいビジネスモデルなどに付された価値が即座に減っていくというよりは、他に斬新なビジネスモデルが現れたために価値が急激に下がることや、経営者の交代などのときに急激にのれんのコアの価値が減るとい

うことを捉えた方が良いのではないかという考え方もよく聞かれますが、この辺りについてどのようにお考えかという点をご説明いただければと思います。

○宮宇地俊岳様

特に無形資産を使うような企業であれば、共同利用などが可能であるため、産業によっては、即座に価値が落ちないということはあると思います。ただし、そういうことが通用しない業界もあり得るかとは思います。

○吉岡委員

それでも全体的に見ると償却というモデルで規則的に償却していくパターンの方が、より実態に合うと考えられますでしょうか。

○宮宇地俊岳様

多くの企業には合うかなと思っています。

○吉岡委員

分かりました、ありがとうございます。

○川西委員長

ありがとうございます。熊谷さん、お願いします。

○熊谷委員

今日はどうも本当にありがとうございました。非常に勉強になりました。まず、最初の質問は、小出委員や吉岡委員のご質問と被るのですが、結局、IASB がのれんの償却の再導入をしなかった1つの背景に、学術論文を含め、のれんの償却又は非償却が良いかということに関して、どちらが優勢とも言えず、のれんの償却の再導入を支持するだけの学術的なエビデンスがなかったという説明がされていて、そういうものかと納得しました。学術論文だけではなく、利害関係者の中でも意見が割れていて、のれんの償却を再導入するだけのエビデンスがないので、再導入はしないという意思決定がなされたと理解しています。この点、本日の宮宇地先生のお話によると、少なくとも上位の、特に権威のある学術誌の知見に限れば、むしろのれんの償却の再導入の方が良いという見解が、学会の総意かどうかは分かりませんが、少なくとも非常に権威のあるところを取ればそのような見解だったという理解でよろしいでしょうか。

○宮宇地俊岳様

そうなると思います。特に権威の高いジャーナルではアメリカのサンプルを用いた研究が多く、IASB は IFRS 適用国のサンプルを用いた研究の知見を参照するといったところがありますので、その差があ

るのかなと思います。ポルトガルでは IFRS では価値が改善したという知見、一方で、スウェーデンでは価値が下落したという知見など、そのような知見が色々あり得るので、決め手に欠くという結論になりがちなのかなと思いますが、本当に上位のジャーナルでアメリカの知見を用いると、否定的な印象が多いという形だと思います。

○熊谷委員

それを踏まえて2つ目の質問ですけれども、一般的な観察として、のれんを非償却にすると too little, too late の問題がありますが、減損が適時適切に行われる限りにおいては、減損のみという選択肢もあり得るということによろしいでしょうか。結局、これらの知見というのは、減損テストが適時適切に行われず、むしろ too little, too late になる傾向が強いけれども、実務的には、理論的な形で減損が適時適切に行われるわけではないので、会計基準としては、償却の方がベターであるというご見解ということによろしいでしょうか。

○宮宇地俊岳様

原則は、確かに減損が適切に入れば一定程度の筋が通っているかなとは考えますが、先ほどのシーリング効果ですか、内在的に問題を抱えているところがあり、減損テストをしっかりと実施しようとしても減損が入らないということがありますので、いずれはのれんが積み上がってくる構図になるのかなと考えております。減損をしっかりと実施すればよいのだと、私もしっかりと実施するべきだと考えるのですけれども、それでは有効にワークしない問題があるかなと考えます。

○熊谷委員

あと1つ、5ページですけれども、ハイランクの海外査読誌では、のれんの非償却を廃止したことで、国内 M&A の増加を報告する実証知見はないというお話についてです。このときの議論というのは、持分プーリング法とパーチェス法と2つの方法が認められている中で、パーチェス法に統一することになったのだと思います。もともと特に大きな M&A を行っている企業というのは、持分プーリング法を選択するというバイアスがかかっており、実務にばらつきがあった。そのばらつきをなくすために持分プーリング法を廃止したという経緯の中で、持分プーリング法を廃止することとある種バーターで、のれんの非償却、つまりパーチェス法プラスののれんの非償却になったと理解しています。そのような観点からは、M&A が増加するというよりも、M&A が減らなかったということが重要ではないかなと思いながら伺っていました。おそらく、減らなかったら減らなかったで、M&A はトレンド的に増えていることになるのだらうと思いますがいかがでしょうか。

○宮宇地俊岳様

SFAS 142 号の移行前後で考えると、移行前は持分プーリング法を採用して M&A を行っており、移行後ではのれんの非償却化になったので変わっていないのではないかということでしょうか。その可能性は、あるかもしれないです。

○熊谷委員

あの当時の議論を私は後から少し勉強しましたが、どちらかというと、パーチェス法に統一されることにより、巨額ののれんが発生した場合に償却するという懸念があり、それが M&A の抑制要因になるため、回避して欲しいという中でパーチェス法プラス非償却という組み合わせになったと、ある種政治的な対応としてそのようになったと理解しているので、コメント差し上げました。

○宮宇地俊岳様

Ramanna (2008) というのれんの会計基準に関する政治行動を扱った論文の中では、持分プーリング法の廃止に反対していた人たちが、今度はのれんの非償却の支持に回ったという分析結果があったと思いますので、そのようなご認識だと思います。

○川西委員長

ありがとうございます。佐藤さん、お願いします。

○佐藤委員

ご説明ありがとうございました。5 ページについて教えていただきたいことがあります。上段に「のれんの償却を廃止したことで、国内 M&A の増加を報告する実証知見はない」と記載されていますが、下段に「クロスボーダー M&A が増加」と記載があります。これはのれんの非償却化によって、クロスボーダーの M&A が増えたというわけではないという理解でよいでしょうかご確認をさせてください。

○宮宇地俊岳様

分析の中でのれんの非償却化を特定して組み込んでおらず、多くの項目の比較可能性が向上したことでクロスボーダー M&A が増えたという知見になっています。それは、IFRS 移行前の分析から繋がっていますので、そのような流れになっていると理解します。

○佐藤委員

なるほど。

○宮宇地俊岳様

例えば、のれん償却費を足し戻せば非償却グループと比較可能になっているという簡単な調整でできるような状況と、多くの項目が一斉に比較可能になったという状況では異なると考えます。

○佐藤委員

それは偶然ワントimeで起きたためにこのように表示されているという理解でよろしいでしょうか。「のれんの非償却化で M&A が増えるのか？」というページの中に書かれている理由が分からなかったです。

○宮宇地俊岳様

どの箇所に関するご質問でしょうか。

○佐藤委員

5 ページの「のれんの非償却化で M&A が増えるのか？」に、会計基準の統一化によってクロスボーダー M&A は増えたということが書かれていますが、その関係性が分らないです。

○宮宇地俊岳様

国内か、クロスボーダーかという差もありまして、のれんの非償却化をすると国内の M&A が増えているという知見はないということです。

クロスボーダーが増えるのは、IFRS に移行したことで多くの項目が比較可能になったことにより、増えたということで、のれんの非償却化のみを抽出して分析しているわけではない比較可能性をテーマにした研究ですので、クロスボーダー M&A が増えた理由としては、多くの項目について各国間の比較可能性が高まったということです。

○佐藤委員

よく分かりました。ありがとうございます。

○川西委員長

ありがとうございます。栗原さん、お願いします。

○栗原委員

ご説明ありがとうございました。様々な実証研究の結果をご説明いただきまして、鮮明に先生のご主張の根拠が理解できたと思っています。総じて言うと、例えば監査の影響や減損の回避の具体例、too little, too late の話など、基本的に先生の仰られている根拠の中には、経営者の恣意というのが入るよりも、規則的に減じていく方が良いのではないかという根拠と理解しましたが、その点をまず確認させていただきたいというのが、1 点目の質問です。

2 点目は、基本的に、規則的でも減損でも減価するという前提にあるのが、3 ページの「現行制度の確認」のところで、ストック計算面とかフロー計算面という箇所で記載されているとおりかと思うのですが、そもそもこの前提が正しいのかどうかと思うところがあります。M&A をした際に最初に PPA を行いますが、資料の前のページにも記載されていますが、例えば、銀座で儲かっている宝石商があり、その企業を買収すると、銀座であるため、ほとんどの超過収益力が土地にアロケートされるのかなと思いますが、そのような超過収益力は、ストック計算面もフロー計算面も減価しているような事象は発生しないと思います。なぜなら、土地は減損テストしか行われず、償却という概念がないと思いますが、のれんと土地は何が違うのかということについて、先生の直接的な研究分野ではないのかもしれないですが、のれんはなぜストック計算面、フロー計算面で減価していく必要があるのかということをよく理解し

切れておらず、比較の中で理解を深められればと思い、ご質問している次第です。

○宮宇地俊岳様

ご質問ありがとうございます。まず1つ目の経営者の裁量に関しまして、裁量がない方が良いと考えているわけではございません。22 ページに参考資料として付しておりますが、これは、FASB がのれんの減損テストを簡素化することについて意見聴取を行った際に、アメリカ会計研究学会がこのような論文があると指摘したもので、償却期間の選択には実は情報価値が載っているということで、先日の公聴会では、採算性の高い案件にのれんの償却期間が短く設定されて業績が悪く見え、採算性の悪い案件に長い償却期間が設定されて、収益力が高く見えると、そのようなことが起き得るというご発言があったと思います。実はそれはマーケットが情報・シグナルを受け取っているのだということで、アメリカは40年以内償却でしたので、40年償却を選んだ企業に関しては、マーケットは厳しい評価を下しており、逆に短い償却期間を選べば、株価が高くつくということがありますので、マーケットは償却期間から情報を受け取っているということで、経営者に裁量を委ねることは、必ずしも悪いことだとは私は考えていません。この研究を日本企業のサンプルで行っているのが、小樽商科大学 石井先生が同テーマで日本企業をサンプルとして研究されていて、やはり、短い償却期間の企業の株価が上がるということ言われています。

2 つ目の、のれんと土地の問題は少し難しいですが、M&A によつてのれんの占める割合が低いケースがあるのではないかと置き換えまして、13 ページの真ん中の Zhang and Zhang (2017) JAAF が PPA で無形資産及びのれんに割り当てることについての分析を行っています。記述統計ベースで、PPA でのれんに7割配当されるというのが米国企業のサンプルですので、多くのケースにおいては多くの額がのれんに割り当てられる状況なのかなと考えます。お尋ねいただいた個別のケースでは確かに悩ましい状況があるのかなというところですね。直接的なお答えになっていないかもしれませんが。

○栗原委員

なかなか難しい問題かなと思っています。今、私が挙げた例はかなりスペシフィックな事例なのですが、極端な例の方が、理論的な根拠が分かりやすいのかなと思ってお尋ねした次第です。分かりました。

○川西委員長

ありがとうございます。他よろしいでしょうか。安宅さん。

○安宅委員

本日のメインテーマの1つだったと思われるのれんの純資産に占める比率の高さ、この中に内在される問題は会計基準にかかわらず存在するということで、改めて資料14ページの国際比較の中で、アメリカとフランスとドイツののれん/純資産比率は約40%であり、日本が9%であるという中、相対的に高く、適切な水準が何%か分からないものの、直感的には高い気がすると思います。それと同時に、15

ページに実証分析として、「のれん非償却化後の減損損失は、多くが既に株価に織り込まれ、投資家にとって情報価値がない/少ない」と記載されています。この関係において、後者の方はおそらく、発表前後の話なので一定程度織り込まれていたり、投資家とのコミュニケーションが適切に行われていたりする例もあると思いますが、仮に、株価に減損が織り込まれているとするならば、実は今ののれんの水準が適正かもしれない。つまり、既にバリュエーションに反映されているということもあり得るのかなと思います。さきほどの話に戻りますが、40%が仮に高いとすると、今の私の極端な例で既にそのリスクが株価に反映されているとするならば、今ののれんだとしても、マーケット、株価に適切に評価されているとすると、何が問題なのか、市場がある程度評価・認識できているとするならば、40%自体がなぜ問題で、どの程度であれば適切であるか、お考えの範囲で教えていただけるとありがたいです。

○宮宇地俊岳様

ありがとうございます。難しいですね。確かにPPAの研究においても過大にのれんに割り当てている場合は、マーケットは見抜いていて適正にのれんの金額を補正・評価して、株価をつけているというような研究もございますので、マーケットは見抜いているというところがあるかもしれないです。投資以外の面で融資など、企業にしっかり純資産があると思えば融資をしたけれども、純資産の中身は実態を伴わないものであったというようなことや、取引先との関係などそのようなところでは影響が出てくるような気もいたします。難しいですね、何%であれば適切かというのは正直分らないです。

○安宅委員

40%が高いというのは直感的に思うのですが、何%程度が適切かということを考えるにあたって、マーケットとの関係等を考えながら、ある程度探っていくのかなということで、私も考える過程でご質問してしまっているのですが、40%は高く、例えば20%であれば良いといった感覚は特にお持ちではないということでしょうか。

○宮宇地俊岳様

どちらかといえば、いつまでも残ることや増え続けることに問題があるという認識です。

○安宅委員

増え続けていくことに問題があり、ある程度安定するということが望ましいという感覚ということでしょうか。

○宮宇地俊岳様

いや、このまま今後も増えていくのではないかなと思っております。

○安宅委員

分かりました。マーケットとの関係を少しお尋ねしたくてご質問しました、ありがとうございます。

○川西委員長

それでは時間も少し超過しておりますので、この辺りで終了したいと思いますけれども、最後に何かという方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、宮宇地先生大変ありがとうございました。本日お伺いしたお話は企業会計基準諮問会議にご報告するという形で、最終的には企業会計基準諮問会議の方でご判断いただくということにしたいと思います。それでは以上をもちまして、第556回企業会計基準委員会、第3回公聴会を終了したいと思います。大変ありがとうございました。

以 上